

ウィーゴカントリー倶楽部利用約款

当ゴルフ場をご利用されるお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場の施設利用者（ウィーゴ会員、友の会会員、ビジターを問わず）は、当ゴルフ場の本約款に従って利用できるものとする。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場でプレーしようとする方は、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、チェックインシステムにより所定の手続きをしていただくことにより、当ゴルフ場は、プレーしようとする方の施設利用をお引き受けいたします。

第3条（利用の申込み）

プレーの申込みは、当ゴルフ場の申込み規定に従っていただきます。

第4条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りいたします。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 天災やその他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- 利用者が暴力団等反社会的団体の構成員、あるいはその関係者と認められるとき。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- 偽名または他人名義で申込みをしたとき。
- その他の理由により、当ゴルフ場を利用することが好ましくない理由があるとき。

第5条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
- 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 天災やその他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき。
- その他本約款に違反したとき。

第6条（休業日・開場時間）

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第7条（金銭・その他貴重品）

金銭その他貴重品については、備え付の貴重品ロッカーまたは所定の手続きを経たうえで、フロントに預けることができます。

第8条（携帯品・自動車）

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損傷については、当ゴルフ場は責任を負いません。

第9条（宅配便の取扱い）

宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損等の責任を負いません。

第10条（ロッカー）

ロッカー内の盗難等の事故につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。

第11条（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、自己の責任により安全を確認したうえでプレーしていただきます。

第12条（ティーイングエリアにおける素振り）

素振りはティーマーク内の打席または指定された場所以外では、しないでください。打者以外のプレーヤーはティーイングエリアに立ち入らないでください。

第13条（乗用カートの運転）

乗用カートの運転に際しては、操作上の注意事項を守り、特に下記の事項に注意してください。

- 手動運転の際は、指定のカート道路上を慎重に走行し、特に下り坂、カーブではスピードの出し過ぎに注意してください。
- 乗用カートの運転操作ミスによる事故については、当ゴルフ場に責がある場合を除き、当ゴルフ場は責任を負いません。また、これによりカートに損害を与えた場合には、損害費用を請求することがあります。
- 手動運転は、自動車の運転免許所有者に限定するものとしします。

第14条（GPS測定システムと飛距離の確認）

乗用カート搭載のGPSにより先行組の位置を確認し、打者は、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。打球事故は当業者同士で解決してください。

第15条（打者の前方へ出ないこと）

同伴利用者は、打者の前方へは絶対に出ないでください。打者は同伴利用者が前方にいるときは、後方へ下がるよう指示し安全を確認してから打球してください。

第16条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、利用者は、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールの利用者に合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴利用者にも十分気を付けて打球してください。

第17条（退避）

後続組に対して打球させるときは、先行組の利用者は、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

第18条（ホール・アウト後の退去）

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第19条（雷鳴があった時）

ゴルフ場から雷警報が発令された場合は、直ちにプレーを中断し避雷小屋に避難して下さい。なお、緊急又は危険を感じる場合は、警報の有無にかかわらず、利用者自身の判断で避雷小屋等安全と思われる場所に避難してください。

第20条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁とします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して備え付けの灰皿にお入れください。

第21条（違背の場合の責任）

当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

- 利用者が、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、および第16条に違背して第三者に障害等の事故を発生させた場合。
- 利用者が、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条および第19条に違背して自ら障害等の被害を受けた場合。

第22条（プレー終了後のクラブの確認）

利用者がプレーを終了した場合は、各自クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後のクラブの不足瑕疵等、各自の責任とし当ゴルフ場は責任を負いません。

第23条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

第24条（施設内への持ち込み品）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

- 動物のペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類
- 発火、爆発のおそれがあるもの
- 騒音を発するもの
- その他危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

第25条（行為の禁止）

施設内での下記の行為は、お断りいたします。

- 賭博、その他風紀をみだす行為
- 物品販売、宣伝広告等の行為
- 他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為（暴力的言動など）
- 利用者以外（含むギャラリー）のコース内立ち入り（特に許可する場合は除く）
なお、特に許可した場合であっても、利用者以外（含むギャラリー）が、障害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切損害賠償等の責任を負いません。

附則 この約款は2019年1月1日から実施します。